報告１

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

１　経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和２年１月 16 日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

２　令和４年３月 17 日以降の対応について

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア　３月 17 日に、３月 21 日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和４年３月 22 日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

○　当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

○　今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

○　当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ｱ)　基本的な対応について

○　児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、

消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。

○　ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

○　臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

○　毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。

○　登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(ｲ)　学習活動について

○　可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

(ｳ)　部活動について

○　部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。

○　大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

(ｴ)　学校行事等について

a　修学旅行等について

○　修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

b　入学式について

○　感染防止対策を徹底して実施する。

○　実施に当たっては、次のように対応する。

・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は60cm 程度、前後は１ｍ程度の間隔を確保）

・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒１人につき保護者１人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

(ｵ)　学年末・学年始休業期間中の対応について

○　休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。

○　部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

イ　３月 29 日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査については、行わないこととされたことを受け、課業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【今後の当面の対応の概要】

○　高等学校及び中等教育学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。

○　特別支援学校で陽性者が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者を追認してもらう。

○　学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。

○　「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」は、７日間自宅待機とするが、無症状であれば、４日目、５日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、５日目から解除することが可能。

ウ　４月 12 日に、文部科学省から４月１日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する考え方

が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

エ　５月 26 日に、文部科学省から５月 24 日付け事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の記載やその取扱いの趣旨に変更はないが、夏季を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な具体的な場面が示されたことを受け、このことを、国のマスク着用に関するリーフレット（参考１参照）を活用して、児童・生徒等及び保護者へ丁寧に説明することなどについて、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、国のマスク着用に関するリーフレットを活用するなどして、児童・生徒等及び保護者に対して周知するよう依頼した。

オ　５月 31 日に、文部科学省が５月 24 日付け同事務連絡でマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について改めて県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア　３月 17 日に、３月 21 日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

○　博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

○　図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

３　今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

新型コロナウイルス感染症対策

子どものマスク着用について

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めていません。

就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- 人との距離が確保できる場合
- 人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつけるポイント

▶夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
▶マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症予防のために（厚生労働省HP）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：幼小中高・特別支援学校に関する情報（文部科学省HP）

参考２

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和４年５月31日現在）

１　県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（１）児童、生徒

期　間	校　種	感染者数	校 数
令和２年３月から 令和４年５月まで	高等学校・中等教育学校	12,283	140
	特別支援学校	890	29
	合　計	13,173人	169校

〔参考〕自主療養者数	〔参考〕県立学校児童・生徒数	〔参考〕県立学校数
486人	124,814人	169校

（２）教職員

期　間	校　種	感染者数	校 数
令和２年３月から 令和４年５月まで	高等学校・中等教育学校	890	139
	特別支援学校	494	29
	合　計	1,384人	168校

〔参考〕自主療養者数	〔参考〕県立学校教員数（本務者）	〔参考〕県立学校数
36人	11,354人	169校

（３）臨時休業（学校の全部）の状況

期　間	校　種	校 数
令和２年６月から 令和４年５月まで （学校再開後）	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合　計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数（本務者）は、令和３年５月１日現在「令和３年度学校基本調査（確定値）」より

（４）月別感染者数

＜児童、生徒＞　　＜教職員＞

年月	校　種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和元年度小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和２年度小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和３年４月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和３年５月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和３年６月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
令和３年７月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19		17	
令和３年８月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49		17	
令和３年９月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17		1	
令和３年10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4		2	
令和３年11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和３年12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0		1	
令和４年１月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323	165 (0)	210
	特別支援学校	72 (1)	(16)	45 (2)	(2)
令和４年２月	高等学校・中等教育学校	2,654 (96)	2,958	200 (9)	363
	特別支援学校	304 (13)	(109)	163 (7)	(16)
令和４年３月	高等学校・中等教育学校	1,822 (103)	2,003	174 (8)	275
	特別支援学校	181 (16)	(119)	101 (5)	(13)
令和３年度小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人	675人 (17人)	1,028人
	特別支援学校	655人 (30人)	(244人)	353人 (14人)	(31人)
令和４年４月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)	(154)	90 (1)	(4)
令和４年５月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	70 (1)	105
	特別支援学校	41 (4)	(88)	35 (0)	(1)
令和４年度小計	高等学校・中等教育学校	3,200人 (224人)	3,410人	157人 (4人)	282人
	特別支援学校	210人 (18人)	(242人)	125人 (1人)	(5人)
合計	高等学校・中等教育学校	12,283人 (438人)	13,173人	890人 (21人)	1,384人
	特別支援学校	890人 (48人)	(486人)	494人 (15人)	(36人)

※（　）は自主療養者数で外数

（５）県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和２年６月から令和４年５月まで）

高等学校・中等教育学校

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	6%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	67%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	5%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	14%
感染経路不明	57%

（６）県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和２年６月から令和４年５月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	20%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	76%

２　市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（１）児童、生徒

期　間	校　種	感染者数	校 数
令和２年３月から 令和４年５月まで	高等学校	1,321	15
	中学校	17,893	405
	小学校	64,235	846
	特別支援学校	343	18
	合　計	83,792人	1,284校

〔参考〕

市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
657,202人	1,296校

（２）教職員

期　間	校　種	感染者数	校 数
令和２年３月から 令和４年５月まで	高等学校	130	15
	中学校	1,153	342
	小学校	3,123	749
	特別支援学校	201	19
	合　計	4,607人	1,125校

〔参考〕

市町村立学校教員数（本務者）	市町村立学校数
41,562人	1,296校

（３）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校　種	校 数
令和２年６月から 令和４年５月まで （学校再開後）	高等学校	11
	中学校	68
	小学校	115
	特別支援学校	7
	合　計	201校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数（本務者）は、令和３年５月１日現在「令和３年度学校基本調査（確定値）」より

（４）月別感染者数

年月	校　種	＜児童、生徒＞感染者数	＜児童、生徒＞合 計	＜教職員＞感染者数	＜教職員＞合 計
令和元年度小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人		0人	
	小学校	1人		0人	
	特別支援学校	0人		0人	
令和２年度小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人		58人	
	小学校	941人		152人	
	特別支援学校	15人		12人	
令和３年４月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和３年５月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和３年６月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和３年７月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和３年８月	高等学校	130	3,394	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和３年９月	高等学校	43	1,235	0	51
	中学校	424		22	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和３年10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和３年11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和３年12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和４年１月	高等学校	201	12,552	19	836
	中学校	2,981		185	
	小学校	9,334		588	
	特別支援学校	36		44	
令和４年２月	高等学校	272	30,411	30	1,828
	中学校	5,418		438	
	小学校	24,613		1,268	
	特別支援学校	108		92	
令和４年３月	高等学校	239	19,640	25	917
	中学校	3,658		228	
	小学校	15,675		630	
	特別支援学校	68		34	
令和３年度小計	高等学校	967人	68,944人	97人	4,148人
	中学校	14,351人		1,023人	
	小学校	53,343人		2,842人	
	特別支援学校	283人		186人	

＜児童、生徒＞　　＜教職員＞

年月	校　種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和４年 ４月	高等学校	221	11,187	16	169
	中学校	2,505		51	
	小学校	8,429		100	
	特別支援学校	32		2	
令和４年 ５月	高等学校	72	2,072	6	57
	中学校	466		21	
	小学校	1,521		29	
	特別支援学校	13		1	
令和４年度 小計	高等学校	293人	13,259人	22人	226人
	中学校	2,971人		72人	
	小学校	9,950人		129人	
	特別支援学校	45人		3人	
合計	高等学校	1,321人	83,792人	130人	4,607人
	中学校	17,893人		1,153人	
	小学校	64,235人		3,123人	
	特別支援学校	343人		201人	

（５）市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和２年６月から令和４年５月まで）

高等学校

感染経路	割合
家庭内感染	18%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	78%

中学校

感染経路	割合
家庭内感染	32%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	64%

小学校

感染経路	割合
家庭内感染	29%
学校内感染	0%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	70%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	30%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	11%
感染経路不明	58%

（６）市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和２年６月から令和４年５月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	72%

参考３

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制２校）、県立中等教育学校２校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和４年５月 31 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:40	1
8:45	1
8:50	7
8:55	3
9:00	33
9:05	10
9:10	35
9:15	9
9:20	26
9:25	2
9:30	7
9:35	2
9:40	1
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和４年５月 31 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	9
9:10	2
9:15	1
9:30	3
計	29

※「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。